通知預金規定

1.（預金の預入れ）

（1）この預金は、当店のほか当金庫が認めた本支店で預入れができます。

（2）この預金の預入れは１口 10 万円以上とします。なお、通帳により預入れるときは、必ず通帳を持参してください。

2.（現金の支払時期等）

（1）この預金は、預入日から 7 日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。

（2）第６条第２項による場合を除き、この預金の解約にあたっては、解約する日の 2 日前までに通知を必要とします。

（3）この預金は、当金庫がやむをえないものと認めた場合を除き、据置期間中は解約することはできません。

3.（証券類の受入れ）

（1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。

（2）受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。（証書の場合は、証書と引換えに当店で返却します。）

4.（利息）

（1）この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

（2）この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（3）この預金の付利単位は 1,000 円とします。

5.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第６条第２項第１号から第３号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第６条第２項第１号から第３号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

6.（預金の解約）

（1）この預金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に（証書の場合は、所定の受取欄に）届出の印章により記名押印してこの通帳（証書）とともに提出してください。

（2）次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害につい

ては、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもって、不当に暴力団員等の威力を利用していると認められる関係を有すること

D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A 暴力的な要求行為

B 法的な責任を超えた不当な要求行為

C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E その他前各号に準ずる行為

④ 当庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合。

⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。

⑥ 普通預金・納税準備預金・貯蓄預金共通規定第10条（取引の制限）第1項から第4項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合。

⑦ 第1号から第7号の疑いがあるにも関わらず、正当な理由が無く当金庫からの確認に応じない場合

(3) 解約は預金1口ごとに取扱います。その一部の解約はいたしません。

7.（届出事項の変更、通帳（証書）の再発行等）

(1) この通帳（証書）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項

に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) この通帳（証書）または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳（証書）の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3) 届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発信した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(4) 通帳、証書を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

8.（成年後見人等の届出）

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前記（1）(2) と同様に、直ちに書面によって届出てください。

(4) 前記（1）～（3）の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

(5) 前記（1）～（4）の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9.（印鑑照合等）

払戻請求書（証書の場合は証書）、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

10.（譲渡、質入れの禁止）

(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳（または証書）は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

11.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

(1) 前記 2.にかかわらず、この預金は、預入日から 7 日間の据置期間経過前である場合、または解約する日の 2 日前までに通知がない場合であっても、当金庫に預金保険法の

定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前記（1）により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は当金庫所定の払戻請求書に、（証書の場合は、所定の受取欄に）届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前記①の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 前記（1）により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。

また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4) 前記（1）により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 前記（1）により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12.（取引時確認）

預金口座開設等の際には、当金庫は法令で定める取引時確認を行います。この場合、当該確認に必要な資料の提示または提出を求めます。本項により当金庫が確認した事項について変更があった場合は、直ちに当金庫所定の方法によって届け出てください。

13.（取引の制限等）

(1) 当金庫は預金者の情報および具体的な取引の内容を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由な

く指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2)　１年以上利用のない預金口座は、払い戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3)　日本国籍を保有せず本邦に居住する場合は、適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届け出てください。当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。

(4)　前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

(5)　取引の制限について、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当金庫は取引等の制限を解除します。

14.（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

15.（規定の変更）

(1)　この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2)　前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

（2026 年 10 月 1 日現在）